

517.5-0357



0.35

五十里湖水

男鹿川河水統制期成同盟會編



始



912
349

五
十
里
湖
水

男鹿川河水統制期成同盟會

517.5
0.35

五十里湖水目次

口
繪

古記録寫眞・「五十里村湖水御檢使御立會繪圖」
「陸奥國會津領御藏入野州鹽屋郡五十里村湖水拔後覺書」
風景寫眞・海跡大觀
山崩地點遠望

戸板山崩壞跡と堀割口
五十里部落より下流方面を望む



本
文

一、緒言……………(一)
二、地理概観今と昔……………(二)
三、五十里湖生成……………(四)
四、海抜(うみぬけ)……………(一八)
五、五十里洪水……………(三〇)
六、(附)五十里堀堀概要……………(三六)

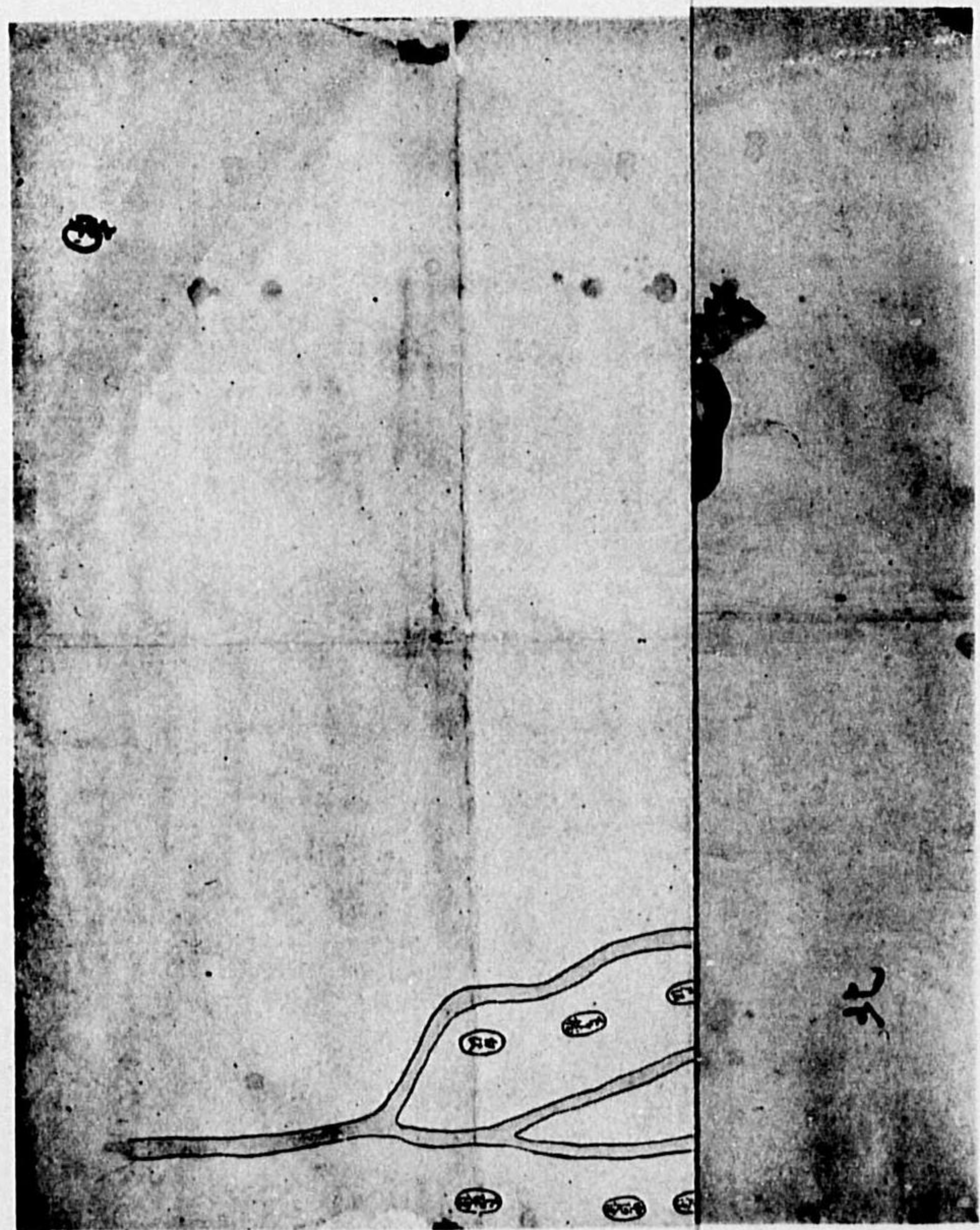
附
録

古記録・「陸奥國會津領御藏入野州鹽屋郡五十里村湖水拔後覺書」(全文)……………(一)
「中川吉左衛門様始メテ御下問ノ節ニ」と傍註ある「覺」(全文)……………(四)
地 圖・五十里湖跡附近圖……………(四)

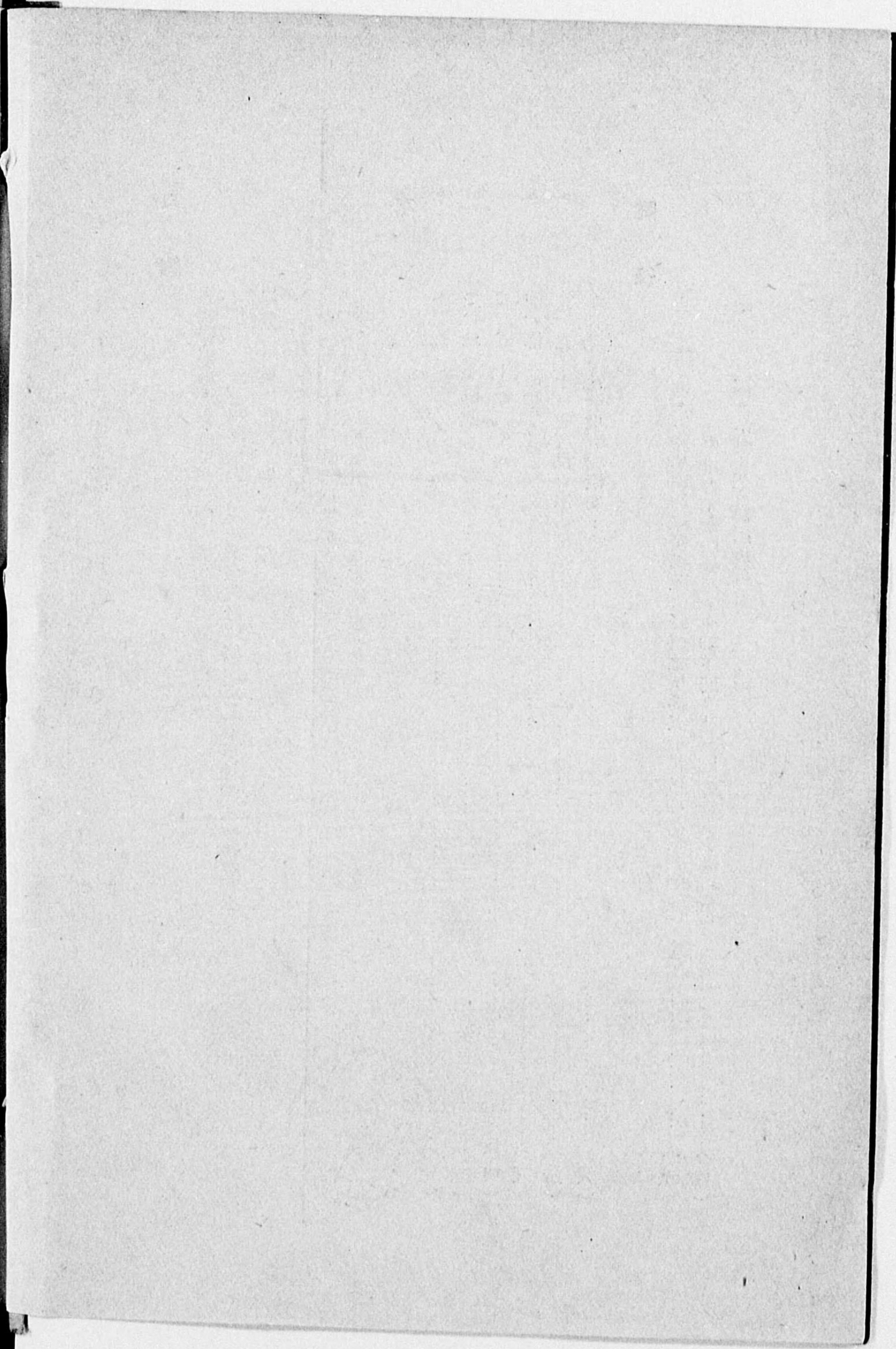


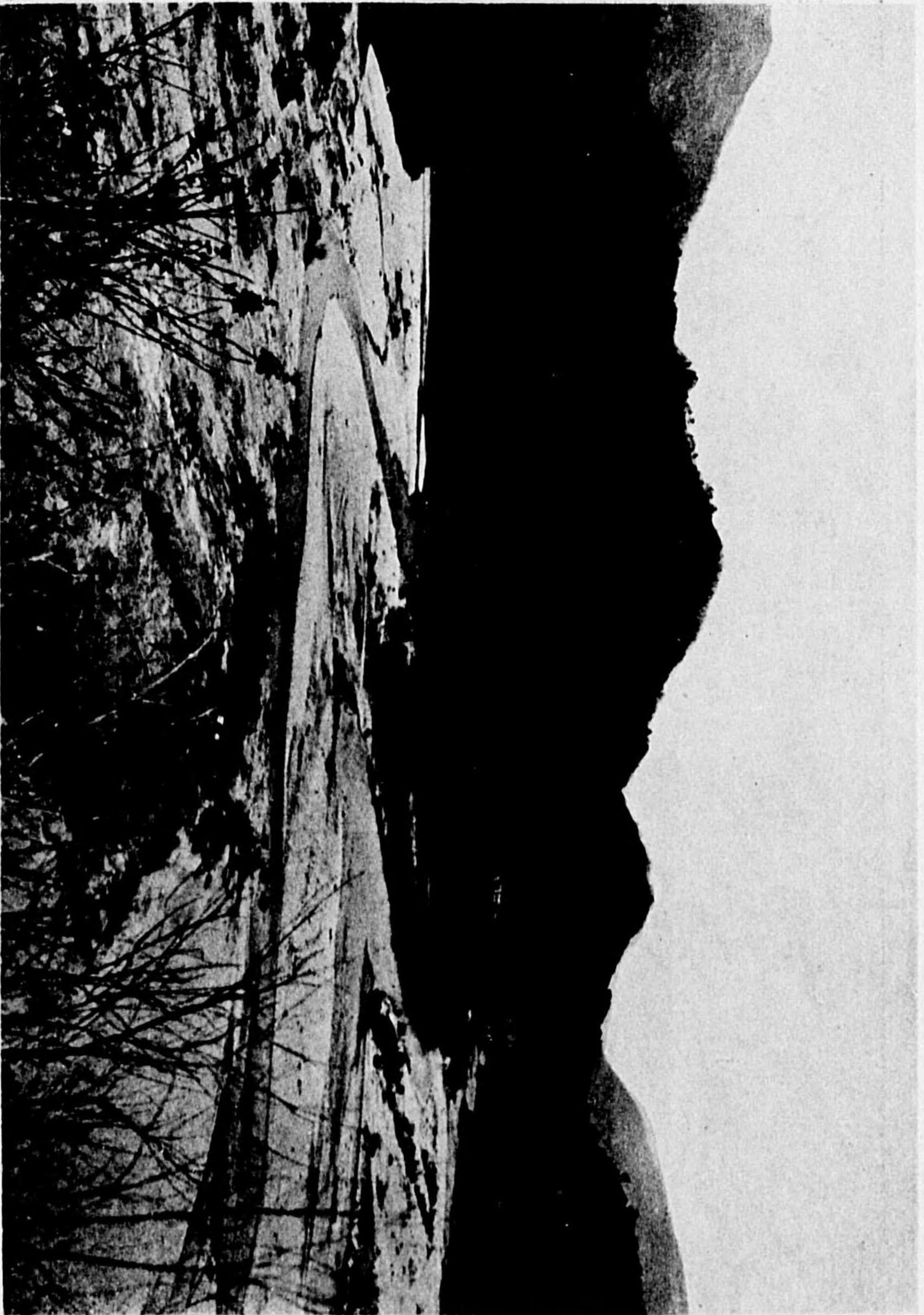


陸奥國會津領御藏入野州鹽屋郡
五十里村湖水拔後覺書

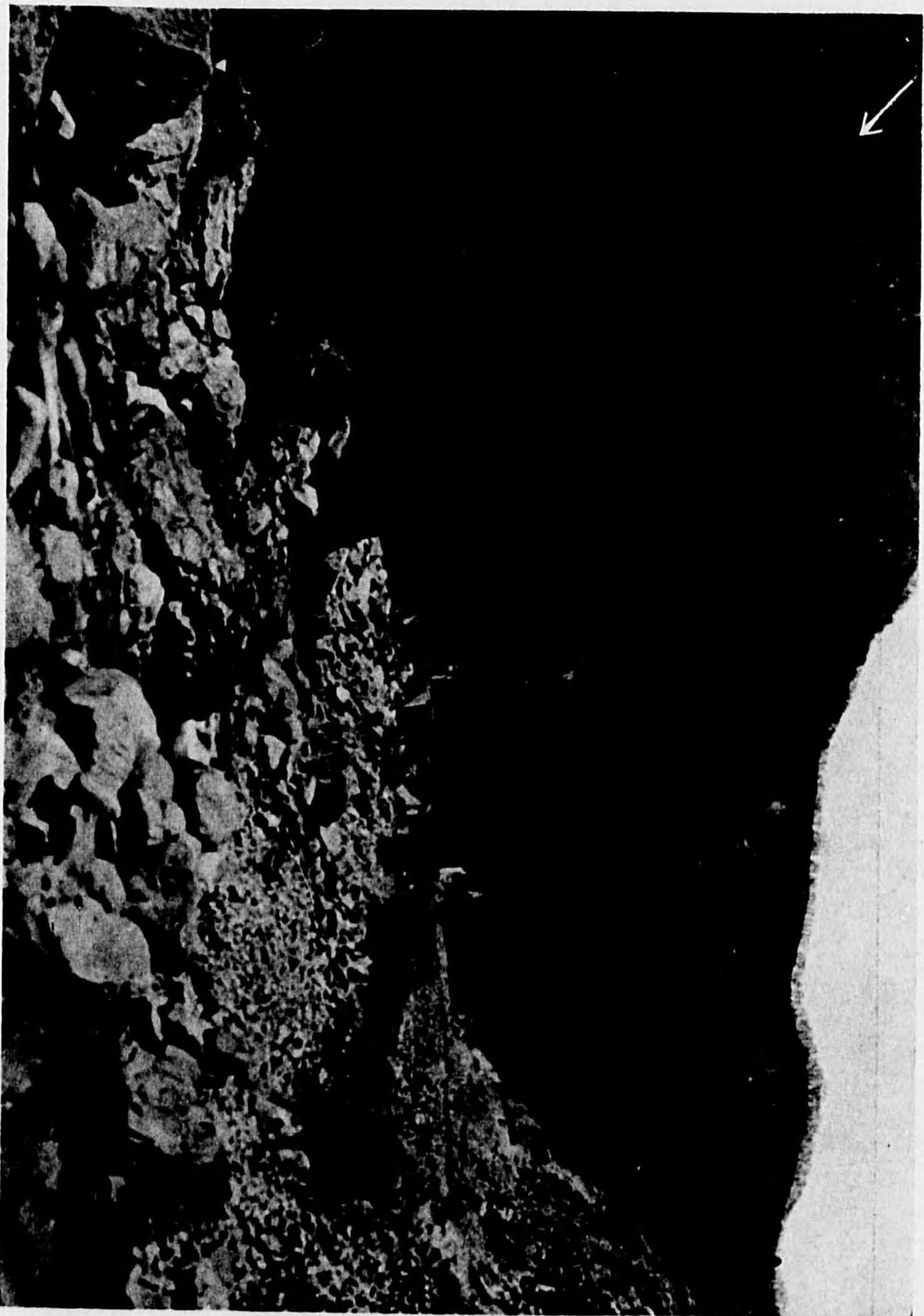


五十里村湖水御檢使御立會繪圖 (年代不詳)

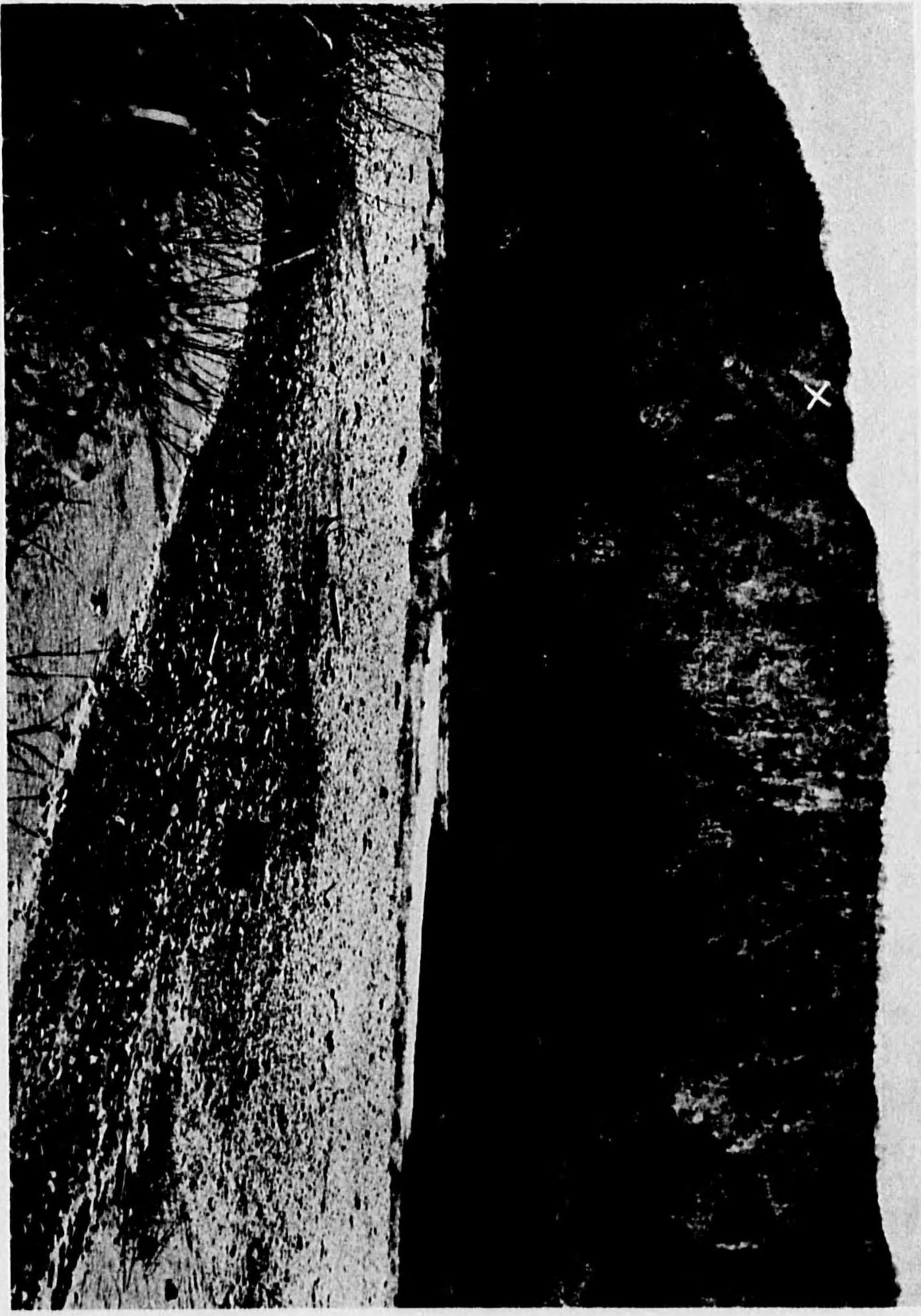




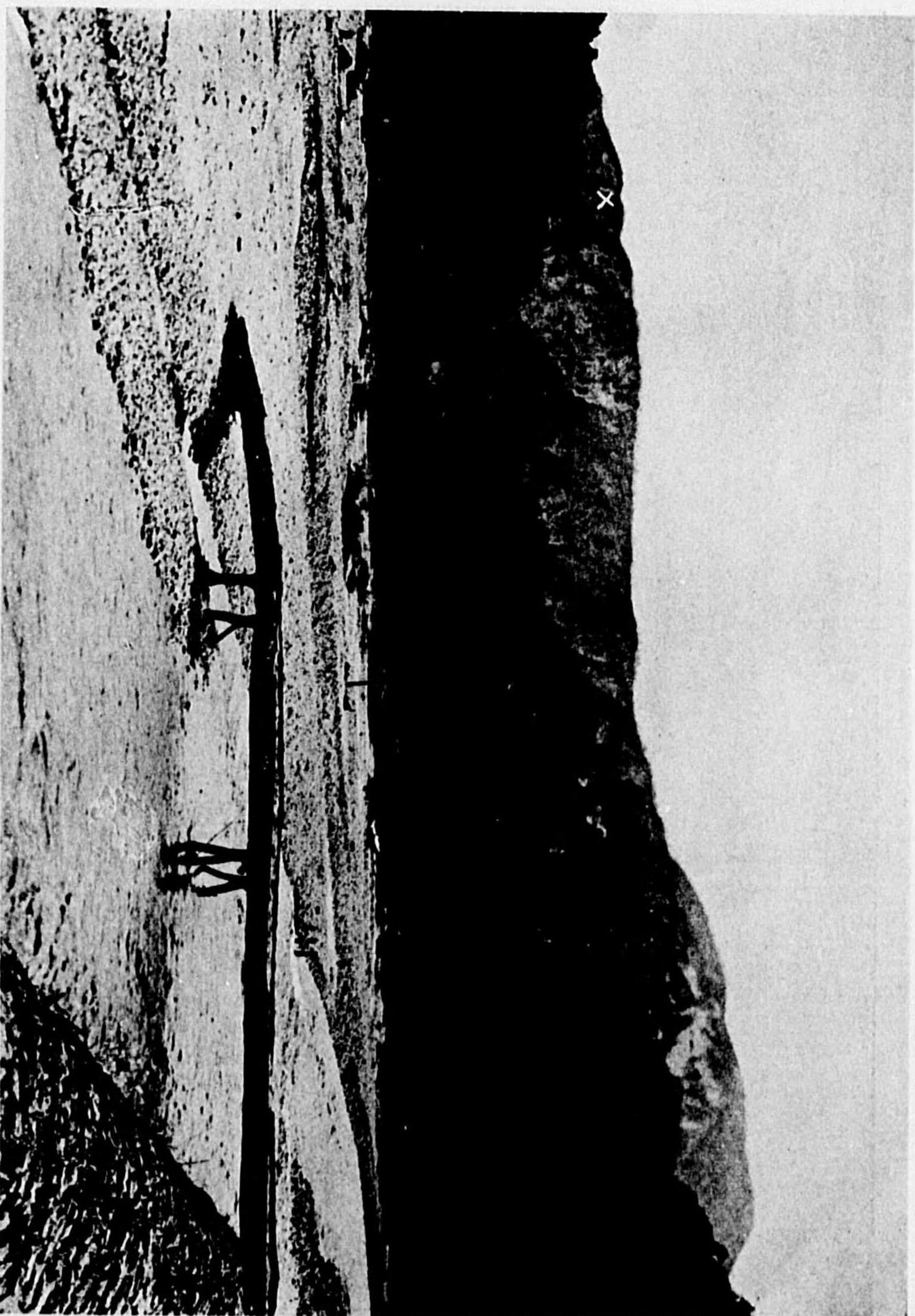
海跡大體 (りよ割地)



(落崩に近附橋吊らか方向印矢) 望遠點地崩山



(りよ側流上川鹿男) (○)口割堀と(X)跡墳崩山板戸



(跡敷屋野上…△跡塚前山板下…×) 七室を面方流下り上落部里十五

五十里湖水

一、緒言

鬼怒川上流男鹿川五十里^{イカリ}堰堤工事は今春第七十六帝國議會の協賛を経て愈々昭和十七年度より十箇年度繼續事業として總工費二千餘萬圓を以て施行されることとなつたが、此洪水調節池計畫の實現こそは永年水禍に悩み來つた沿岸地方民の、鬼怒川改修に對しての多年の要望を實現するものであると共に、更に時局下發電、灌漑、工業用水等の一般利水上にも尠からぬ恩恵が豫約されて居るものである。

鬼怒川の上流大支川たる男鹿、湯西兩川が盆流する豁い河谷を扼する地點が、鬼怒川治水策上の堰堤地點として着目されたのは既に大正初年からであり、昭和四年には計畫樹立と共に實際に工事も始められたのであつたが、不幸惡質斷層群の露出に遇つた爲、此第三回の堰堤計畫は昭和八年を以て遂に中止されるに至つたのであつた。

今回、此第一回の經驗と爾後の鬼怒川治水對策の變遷を経て、再び此地點に堰堤計畫の復活を見たことは、新たな技術の上に樹つ計畫として世人の期待する所も亦頗る大きい。

而も、此貯水池地點たる潤い盆狀地が往昔自然の異變によつて實際に湖水を湛へて居たことがあり、而も其缺潰するや全瀦水は忽ち鬼怒川に奔下して下流沿岸地方に稀有の大水災を惹き起したといふことは、此地點に纏はる謂はば一つの著しい「歴史的事實」である。所謂「五十里湖水」の言ひ傳へとして

今より二百六十年前の天和三年(二三四三年)地震による山崩のために男鹿川が堰止められ、享保八年(二三八三年)

の缺潰に至る迄四十年間の久しきに亘り、此河谷に自然一大湖水が湛へられて居たとはいへるの今尙口にする所である。

此小文は上記の事柄の一半に關して聊か見きゝしたことを述べようとするものであるが、短期間の調査ではあり、粗漏の點もあることを豫め諒承して戴かねばならない。

二、地理概観今と昔

男鹿川は栃木福島の縣境、男鹿嶽(標高一七七七米)に其源を發し栃木縣鹽谷郡三依村の山間を南流し同村大字五十里宇海跡において同郡栗山村より來る右支川湯西川と合流する。此會點附近は夥しい砂礫を擲けて湖盆狀の潤い河谷をなし、徳川時代の中葉、四十年間に亘つて所謂「五十里湖水」を形成して居たもので、現在の小字名も「海跡」と呼ばれる。此河袋の縮口に當る兩岸相迫る所は、貯水池計畫の堰堤地點であり、往昔男鹿川を堰止めた山崩れの地點でもあり、累々たる轉石は當時の崩岩の名残である。男鹿川は此處から初まる峽谷を南下して、藤原町大字高原に至り、此處で、鬼怒沼より發して裏日光の谿谷を流れ來つた鬼怒川本流に合流する。

男鹿川を合せた鬼怒川は之より更に溪谷を刻んで南に奔ること十數軒にして漸く山間部を離れ、日光山塊に源流する諸支川を容れつゝ次第に其平原河川としての悠容たる姿を整へて行くのである。

此高原以下の鬼怒川の溪谷と男鹿川本流の沿岸筋とは今市より會津若松に至る會津西街道の通路でもある。此街道の最高所山王峠(海拔九〇六米)は下野岩代の國境であり、表、裏日本の分水嶺である。

聚落は男鹿川本流の街道筋と湯西川沿岸とに點々と存在し、小規模には農耕地も拓いて居るが現下需要高き木炭の生産が何と云つても其第一の産業である。而して之等點々の聚落の中で、男鹿川筋の五十里部落と湯西川筋の西川部落が其前身に

於いて往昔の「五十里湖」に没したものである。

男鹿、鬼怒兩川の合流點に在る川治温泉までは遊覽客を乗せてバスも來るが、それから上流の街道は木炭と木材を搬出するトラックが一日に數度通ふだけである。此の今は閑散な街道も明治中年鐵道開設以前、就中磐越西線(會津線)の開通以前迄は會津より關東に出づる要路であつた。殊に徳川幕政時代所謂高原越の嶮をなして居た舊會津街道の頃はその最も嶮迂なりしに拘らず參勤街道として人馬の往來で賑つたと云ふ。藤原村誌にも言ふ如くに

「古來下野國今市より本村内六里十町十六間を経て岩代國會津に至る道路あり會津西街道と稱す大字藤原部落を過ぎ字箒澤より北に向ひ連山の東麓字大閣下し大下を経て登降三里余高原嶺を越へ三依村大字五十里に至る其間崎嶇凹凸峻嶮を極むる所多しと雖も會津より江戸に至る最も捷路たるを以て會津侯年々多額の納米(御城米と云)を江戸に運し或は侯此路に由て參朝することあり商賈亦多く物資を輸す故を以て驛馬常に絡驛たり。」

であつたのである。

會津からは農産物(麥、豆類、ゼンマイ、麻等)木工品(節の梓、桐下駄臺、シナナワ等)生糸等が山王峠を越えて此街道を江戸に運ばれ、江戸からは砂糖、鹽、呉服類が送られて來た。三十貫程の荷を振分けに負ふた牝馬(道嶮岨なるを以て扱ひ易き牝馬を用ひた)一疋の荷を一反と數へたといふが、之が各村々(現在の大字)で驛繼ぎされつゝ年に一万反からの荷が會津から江戸に向つたといふことであるから、農耕地に乏しい山間街道筋の村々にとつては之等驛繼の駄馬賃は最も頼りになる生計の資であつたのであらう。

五十里村も亦同様であつたが、同村赤羽氏所藏の古記録に

「五十里村之儀湖水已前は農業之外駄賃並下駄足駄等之山稼仕渡世送來候」

とあり、其外十五才以上の男子は農閑期の冬から春にかけて茅出カヤと稱して關東方面に屋根葺職として出稼きもしたと云はれて居るが、之などは特に此五十里村邊から、會津方面の山村に著しい生活の仕方であつた様である。

「當村驛者往來諸荷物駄賃渡世仕り候其他春秋關東へ木挽屋彌延内罷出申候女稼繰糸太賃少しく仕り候」

とは會津風土記に表れたる一節であるが、元々現在の三依村そのものは古來より三依郷或は南山御藏入と稱して會津領に屬して居つたものゝ如く、而して隣村栗山村は栗山郷と云つて永く日光御神領であり、當時栗山郷と男鹿、鬼怒兩川筋で境界されて居た現在の藤原村の大部分は代々宇都宮藩の領邑であつたと云ふ。而して茲に述べんとする所謂「五十里湖水」が、此三依郷と栗山郷とに跨つて突如として生成されるに至つたのは、靈元天皇の天和三年亥の九月初日のことであつた。

三、五十里湖生成

天和三年(二三四三年)九月一日のこと、當時の年代記にも特記される日光大地震によつて、日光神領西川村地内葛老山の東側一瘤起たる戸板山(戸板山は葛老山の別名とも云はれる)は突如大崩壊をなし、崩岩は狭い谷間を堆高く埋めて男鹿川の全流域を壅塞した。折柄の霖雨で増水して居た流水は、見る／＼前方の潤い河袋に氾濫し、水位を上げつゝ男鹿、湯西兩川の上流へ及んで行つたので、危機に襲はれた五十里、西川の兩村民は——五十里村三十一軒の百姓の大部分は現今上野屋敷跡と稱する對岸の高臺へ擧げて避難し、残り十軒は獨鉆澤地内石木戸なる約一里上流へ引移り、又西川村三十一軒の百姓は背後の山腹へと逃げ上つた。(附録圖版「五十里湖跡附近圖」参照)漸く水は日と共に次第に積加し、此二つの村を其底に呑んで遂に一大湖水を現出するに至つたのである。

此異變を當時の記録より窺つて見るに、享保八年九月の「陸奥國會津領御藏入野州鹽屋郡五十里村湖水拔後覺書」(口繪寫眞及附録全文参照)に

「一四十壹年己前天和三年亥九月初日地震仕日光御領西川村地内戸板山崩落五十里村地内布坂山之出崎男鹿川西川之川落合候下に而築留水湛湖水に相成候」

とあり、又正徳三年の「中川吉左衛門様始而御下問の節に」の「覺」(附録全文参照)には

「一三拾一年以前亥の九月初日大地震仕布坂山崩候而五十里村畑高百貳拾五石五斗四升五合百姓四拾三人居屋敷共九十日程に而水底に罷成云々(下略)」

と述べられて居るが、後者の「布坂山崩候而」とあるは戸板山の誤りであらう。

此湖水の出現による畑、居屋敷の被害高は前出「湖水拔後覺書」に仍れば

「山崩已前

一高百貳拾五石五斗四升五合

五十里村

家數參拾壹軒人數男女百六拾五人

山崩已前

一高八拾九石六升壹合

獨鉆澤村

内拾八石 升分湖水に成

家數拾參軒人數男女八拾四人

山崩已後

一高六石五斗三升三合

五十里村

新田

一高六石五斗三升三合

家數貳拾九軒人數男女百七拾三人

是は依田五兵衛様御支配貳拾四年己前元祿十三年辰年地高御改御年貢上納仕候

山崩已後
一高七拾貳石四斗九升六合

獨鈷澤村

内

七拾壹石六升壹合 本田
壹石四斗三升五合 新田

此新田獨鈷澤村地内はしの野地へ五十里村百姓拾壹人罷出住居仕候に付屋敷高依田五兵衛様御支配貳拾四年己前元祿十三辰年地高御改御年貢上納仕候

家數拾四軒人數男女六拾四人

一右兩村之儀湖水已前田高無御座畑高在所に御座候

とあつて、即ち五十里村三十一軒の家屋敷と百二十五石五斗四升五合の畑高は全滅、獨鈷澤村畑高八十九石六斗一合の中十八石が湖底に奪はれたことが明瞭である。但し五十里村畑高(畑高は凡て米の石高即田高に換算したものと思ふ)百二十五石五斗四升五合は其前年天和二年の「當免之定」(第一圖参照)から見て其全部が被害だつたとは見做されない。西川村に關しては記録は見當らぬが略五十里村同様の被害高と思はれる。

之等村人の「土着的財産」は背水が村を襲つた速さの如何とは殆んど關係なくみすく湖底に見棄てられたものに違ひないが、現在の河狀から見て當時は河床勾配も今より急であつたらうし、堰塞地點から大きな河袋を隔て、一里程も上流の兩村に背水が及ぶ迄には時間的には相當の餘裕があつたことと思はれるから、手廻りの品や僅かな貯藏物の一部などを運び移すことは出来たであらう。併しもとより天變地異に引續いて人々の足元に迫つて來た水脚の「おそろしさ」は救ひ得ない

「財産」を前にして悲痛な狼狽を惹起したことは想像に難くない。先祖代々の奥津城を見棄てねばならなかつたことも勿論であつたであらう。



第一圖 (天和二年の當免之定)

此の様な恐畏を人々に與へつゝ、湖水は次第に加はつて、前出「正徳三年の覺」にある様に「九十日程ニ而」村も畑も悉く呑んで、湖水は廣大な姿を湛へるに至つたのであるが、湖面上昇に伴ふ湛水面の擴大と山崩地點の漏水の増加との爲に、水位上昇は時日と共に緩慢になり乍らも、湖面の生長は尙も僅かづゝ續いて行つたことは次に引用する記録の第一項から察せられる。而して之が自然に停止するに至る前に、會津藩の企てた次の如き排水工事が湖水を漸く一定水位に落着かせるに至つたことも「湖水拔後覺書」の次の二項から推察される。

「一右湖水段々水上へ湛上り獨鈷澤村地内中井と申畑高拾八石五十里地内高百貳拾五石五斗四升五合湖水に成候但天和三年亥九月朔日か貞享元年正月拾三日迄日數百五拾三日程にて湛申候」

二項措いて

「湖水に成候節は肥後守様御預り所之節に御座候に付其節に役人爲□□委細言上候故別而覺書茂無御座候其础上水落候ため布坂山崩割之儀奉何候處堀割候様に被仰付則御普請申付候然處上は土山に而貳三間堀下げ候へ共底に一枚岩有之堀割難成其趣申上御普請相止申候右堀割所大瀧三つ有之上水流申候此處水干に成申候」

此二つの項目の間の關係に就ては、之丈の記録では判然しないが、然し兎に角、河道堰塞して約五ヶ月後の貞享元年一月

の中旬には堰止地敷東方の臺地布坂山の堀割工事によつて初めて湖水に溢流口が出来、湖水は漸く其上昇を止めて一定水位に止まることになつたものと解し度い。此堀割工事が岩盤にぶつからず底まで堀下げ得たならば湖水はうまい具合に干潟とすることが出来たらうが、此障碍のため所謂「五十里湖水」は爾後四十年其の姿を保つことになつたのである。堰塞地點の崩岩の規模は夫程堆高いものだつた様である。

序であるから此「五十里湖」の容貌に付いて、今少し茲に述べて置かう。

當時作られた湖水の繪圖として五十里村赤羽氏の家に傳はる「五十里湖水御檢使御立會繪圖」(口繪寫眞参照)が存するが、之によつても湖水のハケ口は堀割口からの溢流と堰留地點の漏水とであることが見られる。覺書にある「大瀧三つ」は五間瀧、三間瀧、一間瀧の名を附して、今一つの繪圖面にあつたさうであるがその圖面は散逸して見當らない。

現今山腹に残る四十年の水位が刻んだ波打際の痕は概測で海拔約六百二米で、今回の貯水池計畫の最高湛水位(海拔六百二米)と丁度一致して居る。即ち今回の貯水池計畫は往昔の「五十里湖」を「再現」するものと云へるわけである。(附録圖版五十里湖跡附近圖参照)尙今回の貯水池計畫の總貯水容量は約五千六百万立方メートルで、男鹿川(湯西川共)の流水によつては約百日で充たされる計算になる。

次に古記録に仍れば往昔の湖水の大きさは「五十里湖水拔後覺書」には(之は五十里筋だけを云つて居る)

「一湖水長五十三丁八間	廣さ四ヶ所	八町拾八間	堀割前
		三町三拾貳間	本五十里

深さ四ヶ所	三町四間	佛の岩
	貳町貳間	石木戸前
	貳拾六間	築留前
	拾八間	本五十里
	拾間半	佛の岩
	三間半	石木戸

とあり、又前記「正徳三年の覺」には

「湖水長五十里往還筋四拾七町西川村方三拾七町幅八町々三拾七間迄は御座候御事」

と述べて居る。

尙往昔の波打際の痕といふのは落葉期であれば湖水範圍の全般に亘つてどうやら觀察することが出来るが、特に男鹿川本流の五十里村下流右岸と五十里村對岸の土山に比較的顯著に見られる。

借而、此様な生活地理の突然の變貌に對して人々は何の様に對處して行つたであらうか。

「財産」と「安住」を湖底に奪はれた住民には苦難の「湖畔」生活が、時の公儀の扶助を受けつゝ(口碑による)初めらるると共に、切斷された街道の兩端の間には程なく舟運が開かれることになつた、即ち「正徳三年之覺」は述べて居る。

「往還通路不能成候に付松平肥後守様御役人飯田兵左衛門殿江戸江被仰上渡船四艘御立被下五十里村百姓之中拾人は本村々壹里貳町隔り石木戸と申所罷有會津々之往來霜月中船に而引く由仕候」

從て前述の村落を「九拾日程ニ而水底ニ」(正徳三年の覺)没し「日數百五十三日程ニテ湛申候」(享保八年の覺書)と云ふ湖水が尙生長の途にある頃から舟運は初まつた譯である。山崩から舟運が開かれるまでの僅かな期間の往來には、村人の口碑によれば五十里より三里隔つた上三依から尾頭峠に上つて尾根傳ひに行く迂迴道路が用ひられたさうであるが、其路の險にして迂なるを見ても、舟運の準備が整ふ間の當座の方法であつたのだらう。斯くて五十里村の二つの分村の間に彼等の俄船頭が始まつたのである。之は渡世のよい足しとなるものであつた

「五十里村之儀湖水已前は農業の外駄賃并下駄足駄等之山稼仕渡世送來候湖水已後は駄賃舟賃を取渡世に仕候故山稼はおの津から少く相成申候」(「享保八年之覺」)

其舟賃の覺があるから次に掲げるが、之には舟運は霜月以前より始まつて居た様に記してある。

「五十里村渡船舟賃之覺」

- 一、貳拾貳文 荷物壹駄分乘懸は乘人共に
- 一、拾八文 歩人壹人分
- 一、拾 文 御奉公人乘御壹人分

右之通湖水罷成候節被仰付取り來申候去亥十一月二割増被仰付只今荷物壹駄に付貳拾六文づゝ乘懸共に取申候

御奉公人舟賃之儀は御覽ふ仕候に付二割増取不申候御書付は請取不申候

一、去々年御參勤之節青指五貫文舟頭共に被下置候御人數覺不申候

一、御袋様御登之節青指貳貫文舟頭共に被下置候御人數覺無御座候

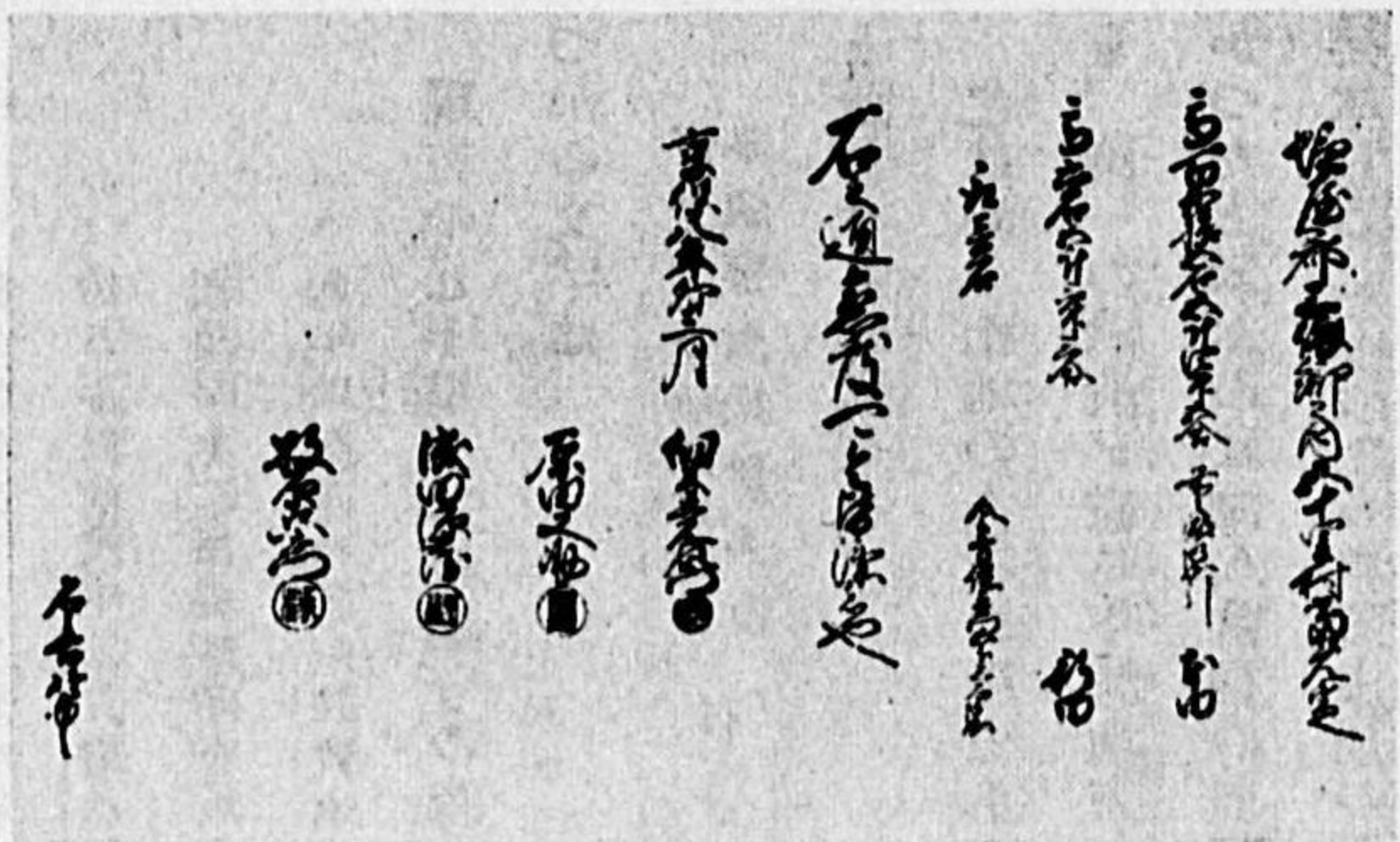
右之通石木戸の五十里村迄舟賃取來り申候湖水之節御書付は請取不申候 以上

子 四 月

五十里村名主

七 右 衛 門

御 代 官 様」



第二圖 (享保八年の當免之定)

斯くて湖畔の住民が、渡船と駄馬追に日を送る傍ら、附近山野に僅か乍ら開墾の鉞を入れる中に、春夏秋冬繰返しつゝ、此空明水光の湖水の上に十數年の歲月は流れて行つた。艱難の生活も應分の安定を得るに及んてか湖水出現以來絶えて無年貢の此村に僅か許りの御年貢上納が仰付けられたのは十八年を経たる元祿十四年巳の年であつた。「正徳三年の覺」の中、次の項は其間の事情を述べて居る。

「一、拾四年以前辰の年迄は無年貢に仰付罷有居屋敷數御年貢被下度由御訴訟申上五十里村百姓拾六人居屋敷高六石五斗三升三合御年貢被仰付指上申候石木戸之儀は獨鈷澤村地内に而屋敷高壹石四斗三升四合御年貢指上申候足前錢御免に被仰付候御事」

此年貢改の前後にかけて五十里獨鈷澤兩村の間に耕地、船賃、諸役割付等にからむ一二の悶着があつたことは、五十里分村民の獨鈷澤村地内石木戸移住に伴つて、當然起りさうな事柄ではあつた。之等を傳へる訴狀や訛文など封建的土俗の斷片として面白いものが残つて居るが、長くなるから省略する。

扱て、年貢の高も定められ當面の生活は灯し乍らも、此地に假住ふ人々がかゝる湖水の状態を正當なものと考へて居る譯はなかつた。湖水抜の御訴願が公儀に向つてなされたことも、記録によれば領主や代官の代る度毎にあつた様である。

「正徳三年の覺」から夫等の項目を擧げて見る。

「一、貳拾六年以前辰年（註元禄元年二三四八年）竹村惣左衛門様御支配罷成百姓共湖水拔之御訴訟申上候に付惣左衛門様御見分之上被仰候得は奥平美作守様市川彌左衛門様山口圖書様竹村惣左衛門様御立合に而湖水被遊候得共御普請不被仰付候御事

一、拾八年以前戌年（註拾八年以前なら元禄九年子の年となる）依田五兵衛様御支配に罷成湖水被御訴訟申上候得は肥後守様御領り之節湖水に相成候砌布坂山堀割水御通被遊候所留切御普請被仰付候所若松が氏家迄新道被仰付候湖水被不被仰付候

一、九年以前酉の年（註寶永二年二三六五年）若松御領罷成水被御願申上候所（下略）」

現在の五十里部落の鎮守の森に湖水拔後石木戸から持ち來られたと云ふ小さな石の祠があるが、その側背に刻まれたる幾つかの文字は

寶永元年甲申五月吉日
本願鹽生氏伊兵衛 石木戸舟頭九人

と讀むことが出来る。

之は獨り土地の人々の願であつた許りではない。此湖水が無事に抜けて昔の姿に戻ることは領主としての會津藩にとつても、萬一の缺潰を慮る下流地方の人々にとつても切なる願望であつたに違ひないのである。而も之迄遂に工事の斷行を見なかつたと云ふのは湖水當初の堀割工事に露れた頑たる巨巖が當局をして工事決行を逡巡させて居たものであらう。今一つの排水口として考へられる山崩の堰止地點は規模が大きすぎるためか、危険千万で手がつけられぬ状態にあつたためか、兎に角初めから問題にされなかつたものと考へ度い。

併し遂に此岩を何とか挫いて湖水抜きを實現せんものと、會津藩が乗り出すこととなつたのは湖水湛へて二十四年後の寶永四年亥の年であつた。此工事の成就を念じて願ひ出た江戸の請負師と云ふのは、神田松下町升屋文助、淺草草尾町大口屋

平兵衛淺草新旅籠町津賀屋善六の三人であつた。請負額は四千三百七十五兩、當時としては莫大な金額である。而して此期待の工事が結局挫折に終つたことを當時の記録は簡明に記してゐる。

「寶永四年亥四月神田松下町升屋文助淺草草尾町大口屋平兵衛淺草新旅籠町津賀屋善六右三人之者共五十里湖水被御普請御受負之儀訴訟申候所成就不仕御託申上退申候」（享保八年の「湖水被後覺書」より）

「九年以前酉の年若松御領り罷成水被御願申上候所六年以前子年江戸米澤町大口屋平兵衛神田松下町升屋文助と申者水被入用金四千三百七十五兩に而御請負仕候所成就不仕候御事」（正徳三年の「中川吉左衛門様御下問の節の覺」より）

此工事の内容と其前後の事情に就ては次の二三の記録から窺ふより致し方がない

次の記録は五十里村名主から三人の江戸の請負師に宛てられた書翰である

「口上書を以申上候事

一、此度當所湖水被御請負之儀御願之通被爲仰付被下置各々様御情之故と忝奉存候御普請之儀首尾能成就仕百姓共本五十里へ立歸申如支度奉願候就夫百姓共之儀至極困窮仕湖水被拂以後本在所へ立歸可申余力無御座候間連之御慈悲に百姓共廿五人之者共に應而御合力被成被下……………以上

亥七月廿七日

須賀屋善六郎殿

升屋文助殿

大口屋平兵衛殿

之の返事に

「右口上書之通致承知候御普請以來異後□用茂有之候はゞ惣百姓中引料相應に可致合力候間隨分百姓中諸事被入情候如に可被成候爲

其奥判如斯に候 以上
亥 七 月

都賀屋善六
升屋文助
大口屋平兵衛

五十里村

赤羽七右衛門殿

とあり、其奥判といふのは次の一書かと思倣される。

「相定申一札之事

一、五十里村湖水此度拙者共御請負仕候□用割合之儀諸式入用引之相殘□用十をに割壹ツ分費殿へ進可申候何如之儀御座候共少茂違
亂申間敷候爲共一札仍如件

大口屋平兵衛
升屋文助

寶永四年亥七月

五十里村

七右衛門殿

以上は五十里村が、湖水抜後の村民の舊村への復歸に對し何分の援助を希望したのに對し、請負業者が工事費の殘額の十分の一を供與することを約したものであらうが、勿論之には百姓の工事出役とか宿舎提供とか其他此工事に關する奉仕が其條件とされて居たものと想像される。

次の三つの記録も夫々のことで參考となるものである。

「覺

一、鐵 八拾具
但貳拾四貫六百目有

一、鶴 貳拾挺
但拾三貫三百目有

一、唐 拾挺
但四貫七百目有

一、鐵 五挺
突 并わか子拾
但六貫貳百目わか子共に

一、五 小植
但壹貫四百目有

一、丸たか子 六本
但壹貫貳百八拾目有

右者五十里村湖水之水抜御普請に付受負人方江御貸渡候馬繼送を以遣如に御代官様を被仰付候に付如此に申候宿に而相改五十里村迄馬繼送を以無滞御届可成候 以上

亥八月廿一日

田島村々五十里村迄

馬繼名主衆印

星 傳 左 衛 門

迫而五十里村名主七右衛門殿申候貫目相改御受取而紙面之通請負人江御渡し手形御取置可然之候 以上

(一六)

「乍恐呈書□奉願上候事

五十里湖水抜御普請扶持米相調候爲執次を御當地小澤傳左衛門當三月朔日代金貳百兩私方々請取則御廻米御役所江傳左衛門右之金子指上げ御米五百七拾俵申請御才料を以於五十里村相渡す管に其後駄賃共に傳左衛門請取候處に右御米之内三百五拾俵相渡し殘に貳百貳拾俵遲滞仕候依之御歸所甚手支申候に付御普請中々數度様々借促嚴發相□候得共只今以相渡し不申候乍憚御詮議之上相残り候分金子成共當時値段を以御米成共早速急度相渡候様を爲仰付被下度奉願上候此儀御披露仕候段恐多□□候得共右之金子請負御高之内御用場入用金善六手前々拙者領り不埒に罷成候儀迷惑至極仕其是非御訴申上候 尤傳左衛門證文之寫三通并傳左衛門方々請取申候御米代同駄賃付共に別紙目錄相添差上申候 以上

子十月廿三日

都賀屋 伴助

飯田新左衛門様」

「請取申奉仕錢之事

合總八拾四貫文

此人數八百四拾人

但一日壹人に百文宛

右者五十里湖水御普請に付當子の三月六日同十月十日迄日數貳百十日小奉行衆御宿江相勤に奉仕錢被下置儘請取銘々相渡申候爲其手形指上げ申所如件

五十里村名主

七右衛門

寶永五年子十二月

同村組頭

傳左衛門

御代官様

以上によつて少くも、諸般の準備と共に、工事もある程度迄着手されたことも推量し得るけれども、遂に工事中止に至るまでに何れ位の勞力と日數が費されたか、其他具体的な事情は分明しない。或は第二の記録に言ふ三百五十俵の扶持米と第三の記録にある小奉行衆の二百十日間の滞在が其勞力と日數の大体を表はして居るものではなからうか。

口碑によれば、岩盤を脆くするために三年間もイモガラを其の上で焚き續けたが無爲だつたとも云ひ、又其里人の食糧ともなるべきイモガラを藤原村(今の大字藤原)邊りからさへ徵發したとも傳へられて居る。

現在此堀割の場所(小字名も堀割と云ふ)は自然的にも人爲的にも幾分變化はして居るが、大勢は尙ハッキリ姿を残して居て恰度短い電柱で支へられた數本の電線群の通路になつて居る。

往時の工事を挫折させた岩盤といふのは表面は霜で風化して居るが相當堅緻な薄汚い色の凝灰岩である。吾々はふとした關聯から「青の洞門」の集塊岩に振られた「ノミ」のことが想ひ出されるし又當時の火藥が何かの工夫で役立たなかつたものだらうかとも考へられるのである。兎に角此工事は成就せず湖水は依然滿々と湛へられて尙十餘年の餘生を保つことになつたのである。村人の間には其後も聊かのイザコザがあつたといふ記録も残つて居るが、質實な營みは大体に於いて平和なものとして續いて行つたことであらう。

尙、最後に觸れておきたいのは、此工事の犠牲者として今も傳へられる或武士のことである。之に關する記録があるとは聞いて居るが此稿までには夫を見る機會はなかつた。

(一七)

其武士は、此堀割工事の謂はゞ指揮監督に當つた人であらうが、享保八年湖水抜による五十里洪水の勃發するや、工事中止の責を負ふて屠腹して果てた。會津藩奉行早川桑之助といふ名を以て傳へられ、又一説には美濃守某とも言はれて居る。今も堀割の凹地と堰止地點との間に盛り上る小高い丘の上に當時の村民が建てたと云ふ一基の小さな碑が残つて居る。一番上の石は工事を苦しめた岩盤と同質の岩であるが、風化しつくして恰ら凍み割れた餅の如うになつて、其臺である四つ脚の石の卓子の上に乗つて居る。「お侍様があそこで腹を切りましたんだよ」と云ふ人もあれば或は國元に退いて後切腹したんだらうと述べる人もあつて區々である。

湖水の終末は何うであつたらうか。五十里洪水とは如何なるものであつたらうか。次の項から夫等の事柄に就いて述べて行かう。

四、海 抜(ウミヌケ)

享保八年卯の夏八月十日。過ぐる七日よりの大風雨は晝夜を措かず荒れ續き、湖水は水嵩四五間を増しつゝ波立ち騒ぐ中、遂に此日の午過ぎ時湖水の堰口に堆積せる岩塊は溢流に堪えかねて一時に缺潰した。四十年間湛へられてゐた湖水は待ち焦がれて居たかの如く、ドツと許りに溪谷に押し出し洪水は下流地方を席捲して古今に稀な恐るべき猛威を振つたのであつた。

此異變の直後に書かれた卯の九月の記録(「湖水抜後覺書」)は次の様に述べて居る。

「當八月七日十日迄晝夜大風雨に而平生之水より四五間茂増し先年築留候所押抜元來之川筋落日光御領川路村(現在の川治温泉町の所)と申處に押出候由十日晝過ぎ十一日之朝迄に引申候 云々」

湖水は遂に抜けた。大きな水溜と幾分の土砂礫を残して、翌日の朝までにキレイに干揚つたのである。

五十里地方の人々は今尙「海抜十日」といふ「熟語」を以て之を云ふ。記憶すべき此日の言葉としての外、人の一代にも相當する年月を過した湖水に對して幾分の感慨を含めた様な面持で此言葉を云ふのである。

此洪水は下流地方に甚大なる被害を及ぼしたが湖畔地方の被害は差したるものではなかつた。「湖水抜後覺書」に



(覺之免當の年三十保享)

とあるのが其被害の全てであつた様である。
やがてか或は直ちにか、下流地方の大慘禍は此因源の地にも傳はつたことであらうが、嘗ての湖畔の人々は「干揚候所ハ本之畑方相見申候水下拾八町程いまだ湛候所ハ上方顯不申候」といふ四十年前の父祖の土地に再び生活の根を下す手配を始めたのである。先づ問題となつた新經營地における屋敷畑方の割付は、相談の上翌年春には定まつたが(「享保九年三月十五日附の記録」による)開墾に手を着けるのは容易でも、困窮の人々に家居の再建は困難であつたことは想像される。

「湖水押破候以後渡船相止渡世送兼其上只今迄住居仕罷有所山の半眼故往來の諸荷物中途罷出運送仕殊に起歸之場所開作之手入遠方故手普(註請の字を落)惡故彼是差支申に付元五十里村之地江村居引移り渡世仕度存候得共困窮の者共故當時家作可仕様茂無御座候 云々(享保十一年六月「拜借仕年賦米の事」による)」

とて百三十二石の借米を公儀に懇願して採納され

「右之石數當年戊戌年まで五年賦拜借に被仰付難有奉存候」

と人別借面付帳を呈上してゐる日附は三年を経たる享保十一年の六月であるから父祖の地復歸もおいそれとは行かなかつたらしいのである。その他百姓同志間に些かの訴へ事も織りませで、湖水抜後の村再建の幾春秋は、水流れ礫光りつゝ空しくも過ぎて行つたものであらう。

現在の五十里の部落は其の後會津戦争の砲及其の他數度の火災に會ひ、又砂礫堆積による河床の上昇のため、幾分上流側へ移動して來て居ると云はれて居るが、ドツシリした茅屋根を黝々と集めて黙々と安息の生活を續けて來た様に見える。聳え立つ鎮守の森の杉木立は海拔後の移住と共に植ゑられたものと傳へられる。然し湯西川沿ひの西川部落には今も猶海拔以前の舊家が殘存して居る。即ち村の高所に點在する家は之であつて、村の低地にある家屋は湖水が干揚つた跡に建てられたものである。

五、五十里洪水

五十里湖水の堰口の缺潰によつて下流地方の蒙つた大水災は災害史にも遺るべきものであらう。鬼怒川の河狀も此洪水によつて影響された面影を今だに殘す所が少くない。例へば、此洪水の最上流で云へば、男鹿川が鬼怒川本流に合流する僅か手前の屈曲部などは、昔は今の川治温泉町の裏側を通つてゐたものが、恰ら土石流をなして奔下した「雲か山かの如き」洪水の直撃によつて、現在のコースへ一氣に變つて了つたと云はれて居る。その突き飛ばされた土石は下流の河原の左半分に乗り上げて、現在の大字高原の家々は其の上に建てられて居ると云ふことである。

此洪水の洪水狀況に關しては、田代善吉氏が口碑、古記録を尋ねて實地に踏査し、其著栃木縣史に詳しく述べて居られるので、以下に其一部を摘録する。(栃木縣史卷一地理編より)

◆藤原村地方の洪水

時は享保八年八月八日、午後の二時半頃なりしが、前記堀割の西部に堆積したる岩石は、長き濕氣に土砂がゆるみ、一途に押し崩されたので、四十八年間蓄水した湖水は忽ち押し流され恰も山の如き水が増して激流した、されど高原新田と云ふ處は、高山にてあつたので幸にも水難はなかつたが、藤原は四周山に圍まれ、其の幅も狭ければ、泥水潮の如く押し寄せたのである。

山の如き濁流が押し來るや、村民は始め水と思はず、黒雲であると思つた所が大洪水であつた、これと知るや、皆先にと裏山へ必死となつて逃げ避けた。

藤原より北西に、大間オロシと稱する難所がある、これ舊會津街道にして道幅僅か二尺位にして四十度位の急傾斜地なれば馬を通ずること容易ならず、此の洪水はその邊まで浸水せしかば、岩石は大音響と共に崩壊した。其の時の凄き物音は尋常ではなかつた、其の上大ベツリ、小ベツリと云ふ難所もあつた。

大ベツリは藤原への入口約半里ばかりで、川を隔て、下瀧と云ふ温泉場がある、小ベツリは藤原の入口にて二三戸人家もある所であるが、山上より土砂崩落して屢々人畜を害する所であつた、兩難所とも年々幕府の命によつて、河岸の崖に柱を建て、板や粗朶を並べて橋となし、山際の砂をば平にして道となしたのであつた、此の水の爲に、山の中段までも浸水せしかば道路などは、其の跡方もなくなつた、今は會津西街道として縣道に編入されたのであるが、大ベツリ、小ベツリなど稱する難所も自動車や電車の中で見ながら通行することが出来る様になつた。

斯く岩砕け、砂を流し大石轉げ出したる箇所多く、狭き山間なるが上に、土砂崩れの爲めに、藤原は幾分水湛へるの氣味になつて來た、五十丈位の高さまで浸水した、村民は西北にある高臺に避難して辛くも命は助かりしが、住むべき家は殘ら

す押し流されて仕舞つた、此の時村の庄屋星氏（星藤太氏祖先）にては、先代よりの記録家寶等大切なりとて、葛籠に入れ背負つて避難せんとせしが、水は己れの胸を越えんとする有様なれば、止むなく葛籠を打ち捨て、体のみ逃れたりといふ、又家の側に一尺二三寸程廻る竹藪ありしが之れも根元より抜き切られて押し流されて、竹林の跡もなくなりて、大なる沼生じたりといふことである、上ノ臺と云ふ處に避難したる者は、宇小原の民家より山傳へに食物を運んだ、二日目に上瀧の民家は流失して仕舞つた。

流失したる本地方は、三年の後略ぼ復興した、藤原村民にて溺死したる者なけれども、往來せし人、旅人は残らず死せしも、其の數知れない、大原は地高く、且つ河谷廣く、最初河段丘に位するが故に災害を蒙らず、只浸水したばかりである、されど宅地、畑地には、泥土を堆積せり、高德も亦谷間廣く、河よりも高き處にあるが故に害を蒙らず、只河岸にありし畑地に浸水せし位であつて人畜には被害はなかつた、又中岩は宇都宮領と、日光領との境界に當つてゐるので碑を建て、其の領分を明かにせしが、此の洪水に碑は流されて仕舞つた。

◇ 籠 岩

中岩の東南の川中にある、高德船生線の右側である、高德より船生に向つて行く時は、二三農家の在る所より右に入るこ三四町にして鬼怒川の沿岸に行くことが出来る、其の北岸近くに籠岩あり、船生村と大桑との間に位す、享保年中は鬼怒川の川中にありたるも現今は北岸となつた、河床南に偏したるか、岩の大きさは約方五、六十間にして砂岩より成つて居る、其の形籠を幾つも並べたる状をなして居るので斯く名づけたるものであるか、水は其の下を潜流す、岩の突起の並列せる様は絶景と云ふか物凄いと云ふべきか、此の時の洪水の爲めに岩も押し埋められたる所も多い、岩体浸蝕を受け周囲のみ残つて居る、恰も齧齒の如き状態になつて居る、現今川中に高二丈ばかりの大岩あり、俗に之を籠岩と云ふは誤りであ

る、之れは鴨糞糞と云ふ岩にて北岸は水深ければ、南岸なる町谷、大渡方面より岩上に登ることが出来る、籠岩は流水の浸蝕作用を以て軟弱なる部分を缺蝕し硬質の部分残り、岩を廻り廻りて中央に至れば蛟龍潜むかと思はる、五十里洪水の際破壊せられ其の數少なくなつたと云ふことである。

◇ 船 生 地 方

河内郡豊岡村大字大桑及び芹沼、大渡方面は皆浸水を受けたのである、大渡は日光領への入口であるから船生より渡船をして交通の便を計つた、此地方は川幅廣き爲め、家屋等流されたものなかつた、特に船生は丘地にありしを以て其の災難を免れた、佐貫方面も亦然り、されど浸水多く、田畑に土砂押し寄せたる所は數多あつた。

◇ 大 宮 村 方 面

鹽谷郡大宮村にては、上澤地方は高地に位するを以て浸水することはなかつたが、風見、上平は浸水せられ、田畑に土砂を流入し農作物を害されたことが多い、人畜には被害はなかつた、上平にては、河原の中に材木藏あり、増水にて其の藏も危くなつたれば、村内に急告を發し出動せしめ川除を急造せしむるも効なく洪水は益々加り來りければ、村内の者一同集り藏を助けんとしたのであるけれども、増水は彌々多く、材木は言ふに及ばず、其の材木藏さへも見る見る押し流れたり、藏に普請に行きたる人々は、己れの命助からんと泳ぎ出る者あれど、溺死したる者も多い、其の慘狀は言語につくせない、されど藏の屋根に登りし者は残らず命は助つた、食事は二日一夜米一粒をも口にしない者が多い。絶食にて辛き目に會ふた、此の藏は押上まで流されたりと、後日此の藏をば上平に移し再建せりと、大宮、田所、大久保、肘内等も浸水を蒙れり、併し是れは新川の水溢れたるが故なり、土砂堆積せられたる程度であつた。

◇ 氏 家 町 附 近

鬼怒の流れ、風見附近より平野に出づる爲に、水勢は緩流となるも、河幅廣く洋々たる濁流物凄き有様であつた、風見、上平の西に羽黒山がある、水は此の山に衝突し、其餘勢を以て東に偏向し、氏家町方面に猛進したのであるから此の方面のものはたまらなう。

押上の清瀧神社の松林に、上平の材木藏流れ来りて止つた、(水神社にあらざるか) 押上、長久保新田、蒲須坂新田、富野岡等一面の洪水にて田畑は悉く泥海と化し、農作物は流されて收穫は皆無となつた、残るものは家屋のみの荒原となりたり、馬場、櫻野、氏家新田等は、水一丈三四尺に及べりといふ、氏家町は鬼怒川より約半里以上も隔り、且つ河床よりも低きにあらず、然るに此の方面を中心にしたるは、該河川沿岸の地形の然らしむる所なることは前述の如し、それ故に人馬の溺死せし者は多い。

馬場村(當時は村なり)に郷社今宮神社あり、毎年祭禮には、近在の者参詣多し、此の年も屋臺を出し、娘子供などに踊りを仕込み、賑かに祭禮を行はんと準備中なりしが、此の洪水の爲めに中止したり。

◆阿久津村方面

摺谷郡上阿久津にては、床の上浸水すること三、四尺、村民は東の臺地に避難しなければ人畜には被害なし、されど上阿久津には數多の御藏あり(貯穀場)目下建築中のものもあり、其の内材木切組の御藏二棟切組共流失したり、一棟は上桑島の高き所に止り、一棟は下桑島の松山に止り、大谷にては浸水一丈三四尺溺死するものが多かつた。

◆羽黒村

河内郡羽黒村にては、今里、宮山田等は羽黒山の爲めに浸水を免れ被害なし、冬室、關白、中里等は鬼怒川より直接の被害を受けざるも、山田川の爲めに田畑に土砂を流入した。

◆絹島村

河内郡絹島村大字上小倉、下小倉、東芦沼、西芦沼等は一面の水にて田畑残らず浸水凡三尺、村内一体の浸水なれば、田も畑も水のみにて青物は見られなかつたといふ、只寺の屋敷に十坪ばかり、浸水せざる所ありしのみなりと傳ふ。

◆田原村

河内郡田原村にては、上田原、下田原、古田、室井等の地内は、田畑に土砂侵入し川原となれる所もあつたと云ふことである。

◆古里村方面

河内郡古里村大字下ヶ橋は一面に泥水の侵入を受け、田畑は押し流され、家屋は倒され、溺死する者は夥しく、其の慘狀甚し、下ヶ橋郷間由藏宅の裏に大榎の木があつた、村民其の木に登つて助かつた者もあつた、榎の木に登り居る者に、舟にて握り飯を持ち行き、なげ與ふれども、十に二三個の外は水中に落ちやつと命を繋ぎたりと、其の榎木今猶ほ存す、白澤にも浸水しければ、村民は西の臺地に避難せしかば、溺死する者はなかりしといふ、西の臺地の麓まで一面の水となりしかば、何れの家も床の上三四尺の浸水あり、和久は四尺の浸水西の臺地に避難せり、中岡本、下岡本何れも臺の麓まで浸水し村民は臺に避難し何れも死傷者なかりしと云ふ、中岡本、下岡本の田畑には水砂流入し荒地となれる所多し、臺所にありし、大なる臼は流れ出した、竈の中には鰻、鱈など流れ込み棲み居れりと。

◆平石村

河内郡平石村大字上平出、下平出、石井等は宅地及び田畑に土侵入せり、平出の村民は雷神社山に避難した。

◆瑞穂野村

河内郡瑞穂野村大字上桑島、下桑島、西刑部、東刑部、東木代等は一面浸水約三四尺、田畑は泥砂となつた。

◆本郷村

河内郡本郷村にては文狭、西木、東汗等は田畑に土砂侵入し一面水となつて時ならぬ湖水となつた。

◆清原村

芳賀郡清原村板戸、刈沼、刈沼新田、道場宿、竹下、鑑山等は床上三尺の浸水、田畑は残らず河岸のものは土砂に埋められた。

◆豊岡方面

河内郡豊岡村大桑は一面の水となり、田畑は押し流された。

◆篠井村

河内郡篠井村小林にては又田畑流失せるのみにて人畜には被害はなかつた。

◆豊郷村

河内郡豊郷村にては、鬼怒川洪水の餘勢を受けて、田川も亦大洪水を起せり山本、長岡、上下川俣、岩曾、竹林等一面の泥海と化し、家屋の流るゝもあり、田畑は土砂侵入した。

◆宇都宮

八幡山の下通り今泉、埴田、宿郷、築瀬其の他下夕町全部浸水三四尺、田畑に土砂侵入し作物は流出して皆無となつた。

◆横川村

河内郡横川村にても田川洪水の爲め、東川田、上横田、東横田、猿山新田、中島等浸水し土砂流入して田畑を埋む。

以上記述したることは、著者實地に踏査し、或は古記録、又は口碑等によりたるものなり、其の時代は未だ制度の不完全なる時代なれば被害各地の具体的調査を行はれざるを以て統計の如きものなく、被害田畑の反別、浸水家屋數、死傷者の數等知ること能はざるを遺憾とす、古里郷土に左の如き記事あるを見るのみ、

享保八年卯八月一に酉、一に申、二百十日御座候處、十日五十里抜け土臺下より氏家下迄平押に相成候、氏家大谷川通御領分中流死者九百九十七人御座候上小倉村にて築人數十二人一人も不殘流死仕候、同村にて外十一人流死して二十三人子も(子も流れとあるは親子共流死の慘を云ひるならむ)

上平流河原新田にて馬十三疋、流民氏家宿にて人百人、馬家流れ下田新田は、片かは人馬流、大谷村にて人四十九人流死、東下ヶ橋にて家二十五軒、人五人流死、下小倉芦沼村にて一人も紛せず候也

押田、内除け口瀧原付掛故瀧原に家三軒流、水量三丈余も増したる云々

溺死したる人畜は、其の數を知らずと云ふことなるべし、翌九年幕府にては、川除普請を仰付けたり、慘害を蒙りたる村々は、皆石を以て川除の堤を築き立てたり、敷五間、高さ九尺、馬踏九尺と云ふ堤防なり。

惣奉行石原七郎兵衛は前記の村々に出張し、東西に紙旗を立て目標とし、専河除工事を監督せり、田畑の砂入りたるは、幕府より賃錢を下附し、他村より人夫を傭ひ河除普請に當らしむ、且つ石砂を取り除けしむ、人夫の入り込みて工事に従事すること數百人、古今未曾有の大事業たり。

東に氏家、肘内より、西は宇都宮、横川に至る、東西約六里、肘内、中里に至る約二里の間は漫々たる大湖水と化し、深さは平均三尺以上の浸水なりと、如何に大洪水なるかを想像せしむに足る。

五十里洪水は未曾有の大洪水であつて、鬼怒川沿岸の各村は何れも被害を蒙つて生活難を來す様に至つた、氏家又は白澤の如きは奥州街道の要地であるから、至急復興の必要あるを以て幕府に於て之れが監督し復興を急がせた。

即ち奥州の諸大名は、三月、九月に交代の期である、然るに九月に至つても復興せざれば、宿舎に困難するを以て、氏家、白澤、上岡本の御本陣は、各宿共に、疊替並に襖、障子の張替、腰張等まで全部修理又は新調することであるから、其の費用は幕府より給したるものである。

西は中岡本、下岡本、上下柳原、下平出、石井、上桑島、下桑島、東刑部、東木代、上文挾、東汗村等。
東は中阿久津、寶積寺、板戸、刈沼、新田、道場宿、竹下、鑑山等。

田川通りにては山本、長岡、上川俣、下川俣、岩曾、竹林、瑠田、大曾、今泉、宿郷、築瀬、宇都宮下夕町、東川田、上横田、東横田、中島、以上の各領地の田畑に土砂入りたるを除かしめ、且つ川除の堤防を築かした、五行川の沿岸にては上高根澤、栗ヶ島、大谷、下高根澤等の田畑にも石砂流入したものであるから翌年川除普請をなさしめた。

◆流水の速度

此の時の洪水の速度は現今と異り文化の程度低ければ、之れを測量したる者なきを以て今之を知ることが出来ない、只古人の目測によりたるものを参考とせむ。

藤原	午後三時頃	大渡	午後四時頃
小林	午後五時頃	氏家	午後六時頃

(以上田代善吉氏著栃木縣史卷一地理編より)

六、(附) 五十里堰堤概要

(一) 鬼怒川改修工事

本工事は沿岸地方民多年の要望であつたが、利根幹川改修の進捗に伴ひ、愈々大正十五年(昭和元年)度より其施行を開始された。

當初は工費一、四五〇万円を以て昭和元年度より昭和十四年度迄の十四箇年度繼續事業として施行の豫定であつたが其後政府財政の都合により數度工費減額或は竣功期限延長を見、昭和十三年度には昭和二十一年度迄二十一年度繼續事業となり工費一、一三九万円を以て引續き施行中のものであつた。

當初における本改修計畫は水害甚しき本縣鹽谷郡大宮村より茨城縣北相馬郡大野村地先の利根川合流點に至る其延長一〇〇軒の區間を改修するのみならず本縣鹽谷郡三依村大字五十里字關門に堰堤を築造し上流支川男鹿川流域に容量約五、五〇〇万立方メートルの一大貯水池を設け洪水を一旦之に停滯せしめ排水門を通じて徐々に之を排疏し、以て本川流量の一部を調節するといふ計畫であつた。處が此堰堤計畫は工事中途にして不慮の斷層に遭つた爲、昭和八年五月を以て之を中止し、改修計畫の内容に一大變更を施した。即ち其後の實測の結果に徴し計畫洪水量を若干改訂すると共に、西鬼怒川にも一定洪水を流入せしむることとし、其他幾多の遊水地域を増し、河道を擴大強化し以て洪水の氾濫を防止し同時に利根川に流下する洪水が利根川改修計畫の最高水位時の要求する既定流量を超過せぬ様な計畫を樹て、以後は之に基いて施行されて來たのであつた。

即ち之によつて利根川及鬼怒川下流は大した變更は見ずに済んだが上流河積の擴大と西鬼怒川の締切不能は縣民を失望せしむること頗る大なるものがあつた。
而るに昭和十三年の大洪水は鬼怒川全川に亘り從來の計畫洪水量を遙かに突破する流量を示し、從來の改修計畫では鬼怒

川自体に對して安全を期し得なくなつた許りか現在施行中の利根川増補計畫に對しても改訂の要を生ぜしめるものとなつた。

茲に於いて曩に中止を見た洪水調節池計畫を再考究することとなり、今回愈々議會の協賛を経て新たなる技術による貯水池計畫が復活されることとなり、斯くして鬼怒川の治水は茲に完璧を期せられるに至つたのである。

(二) 五十里堰堤

今回新たに實現されることとなつた男鹿川の貯水池計畫は鬼怒、利根兩川の治水計畫に對し前述の如き改訂の要をなからしむるものであつて、即ち昭和十三年の洪水における男鹿川の最大流量毎秒一、八〇〇立方メートルを調節して九二〇立方メートルとし、其内鬼怒川本川の最大流量に影響するものを三八〇立方メートルに低減せしめて鬼怒川改修の全きを期せんとするものである。

其概要を述べれば次の如し。

堰 堤 石塊式堰堤

堰 高 五五米

長 二六五米

堰堤は不溢流とし餘水吐は堰堤と別箇に左岸の岩山を開鑿して設け之を流下する水流は一度穴澤に落し更に本流に導くものとす

洪水調節池

總貯水容量 五五、八〇〇、〇〇〇立方メートル

有効貯水容量 四五、八〇〇、〇〇〇立方メートル

最高湛水位 東京灣中等潮位上六〇二米

貯水面積 二、八三四ヘクタール

工 費 一、〇一〇万圓

事業年度 昭和十七年度より昭和二十六年迄十ヶ年度繼續事業

附 録

「陸奥國會津領御藏入野州鹽屋郡五十里村湖水拔後覺書」(全文)

覺

山崩 已 前

一、高百貳拾五石五斗四升五合

家數三拾壹軒 人數男女百六拾五人

五十里村

山崩 已 前

一、高八拾九石六升壹合

內 拾八石□升分湖水ニ成

家數拾三軒 人數男女八拾四人

獨 鈷 澤 村

山崩 已 後

一、高六石五斗三升三合

新田

五十里村

是ハ依田五兵衛様御支配貳拾四年已前元祿十三年辰年地高御改御年貢上納仕候

家數貳拾九軒 人數男女百七拾七人

山崩 已 後

一、高七拾貳石四斗九升六合

獨 鈷 澤 村

——尙本稿を誌すに當り參考した書目は次の如し——

赤羽家所藏古記録 三十餘點

藤原村々誌

三依村々勢要覽

田代善吉氏著「栃木縣史」

宮本武之輔氏著「鬼怒川堰堤の真相」(「水利と土木」第六卷第八號)

内務省 直轄工事年報

〃 鬼怒川改修計畫概要

〃 鬼怒川堰堤工事概要

内

七拾壹石六升壹合 木田
壹石四斗三升五合 新田

此新田獨鈷澤村地内はし野地へ五十里村百姓拾人罷出住居仕候ニ付屋敷高依田五兵衛様御支配貳拾四年己前元祿十三年地高御改御年貢上納仕候

家數拾四軒 人數男女六拾四人

- 一、兩村之儀湖水己前田高無御座候畑高在所ニ御座候
- 一、五十里村之儀湖水己前ハ農業之外駄賃并下駄足駄等之山稼仕渡世送來候湖水己後は駄賃舟賃を取渡世ニ仕候故山稼ハおのつから少く相成申候

一、獨鈷澤村之儀農業之外湖水以前ハ只今までニ下駄足駄等之山稼仕渡世送來候

一、五十里村獨鈷澤村川筋之儀野州奥州之境横川村男鹿ケ嶽ハ水流即男鹿川と申候川幅六七間程此川日光御領西川村之川と落合それより同御領川路村之下ヨリ鬼怒川へ落合申候

一、四十壹年己前天和三年亥九月朔日地震仕日光御領西川村地内戸板山崩落五十里村地内布坂山之出崎男鹿川西川村之川落合候下ニ而築留水湛湖水ニ相成候

一、右湖水段々水上へ湛上り獨鈷澤村地内中井と申畑高拾八石五十里地内高百貳拾五石五斗四升五合湖水ニ成候但天和三年亥九月朔日ハ貞享元年正月十三日迄日數百五拾三日程ニ而湛申候

一、五十里村湖水己前之村落水底ニ相成候ニ付名主百姓三拾壹人之内貳十壹人本五十里村ハ辰巳ニ當テ山ノ中段上野と申處

へ引移住居仕殘十人ハ湖水を隔獨鈷澤村地内石木戸と申處へ小屋掛仕引以住居仕候

一、湖水長五十三丁拾八間

廣サ四ヶ所	八町拾八間	堀	割	前
	三町三拾貳間	本	五	十
	三町四間	佛	の	岩
	貳町貳間	石	木	戸
	貳拾六間	築	留	前
深サ四ヶ所	拾八間	本	五	十
	拾間半	佛	の	岩
	三間半	石	木	戸

一、湖水ニ成候節ハ肥後守御領リ所之節ニ御座候ニ付其節ニ役人爲(□□)委細及言上候故別而覺書茂無御座候其砌上水を落候ため布坂山堀割之儀奉伺候處堀割仕様ニ被仰付則御普請申付候然處上ハ土山ニ而貳三間堀下ヶ候へ共底ニ一枚岩有之堀割難成其趣申上御普請相止申候右堀割所大瀧三つ有之上水流申居此處水干ニ成申候

一、寶永四年亥四月神田松下町升屋文助淺草草尾町大口屋平兵衛淺草新旅籠町津賀屋善六右三人之者共五十里湖水水拔普請御受負之儀訴願申候所成就不仕御詫申上退申候

一、當八月七日ハ十日迄晝夜大風雨ニ而平生之水より四五間茂増し先年築留候所押拔元來之川筋落日光御領川路村と申處に押出候由十日之晝過ハ十一日之朝迄ニ引申候干揚候所ハ本之畑方相見申候水下拾八町程いまだ水湛候所ハ畠方顯不申候

委細ハ繪圖ニ記申候

(四)

一、顯候昌方當年ノ畑ニ成候所茂有之今以湖水相残り有之候間川通之分ハ地方而ミ當分昌ニ罷成候所茂有之候田方ニ相成候所ハ當時相見不申候

一、五十里村ニ而荷小屋貳軒土藏壹軒石木戸ニ而家六軒流申候

一、湖水拔候已來ハ舟之往通不相成候故岩山川岸をへつり漸通路仕候

右之通吟味仕書付繪圖等ニ相添指上申候 以上

卯 九 日

御勘定所

曰木覺左衛門

「中川吉左衛門様始而御下問ノ節ニ」と傍註ある「覺」(全文)

覺

一、三拾一年以前亥ノ九月朔日大地震仕布坂山崩候而五十里村畑高百貳拾五石五斗四升五合百姓四拾三人居屋敷共九十日程ニ而水底ニ罷成往還通路不罷成ニ付松平肥後守様御役人飯田兵左衛門殿江戸江被仰上渡船四艘御仕立被下五十里村百姓之内拾人ハ本村ノ壹里貳町隔り石木戸と申所罷有會津領ノ之往來霜月中ノ船ニ而引由仕候其節日光御領西川村畑高七拾三百百姓三拾壹軒居屋敷共五十里村同様水底ニ罷成湖水長五十里往還筋四拾七町西川村方三拾七町幅八町ノ三拾七間迄ハ御座候御事

一、貳拾六年以前辰ノ年竹村惣左衛門様御支配罷成百姓共湖水拔之御訴訟申上候ニ付惣左衛門様御見分之上被仰候得ハ奥平美作守様市川孫左衛門様山口圖書様竹村惣左衛門様御立合ニ而湖水被遊候御普請不被仰付候御事

一、拾八年以前戌年依田五兵衛様御支配ニ罷成湖水拔御訴訟申上候得ハ肥後守様御領リ之節湖水ニ罷成候砌布坂山堀割水御通シ被遊候所留切御普請被仰付候所若松ノ氏家迄新道被仰付候湖水拔不被仰付候

一、拾四年以前辰ノ年迄ハ無年貢ニ仰付罷有居屋敷御年貢被下度由御訴訟申上五十里村百姓拾六人居屋敷高六石五斗三升三合御年貢上仰付指上申候石木戸之儀ハ獨鈷澤村地内ニ而屋敷高壹石四斗三升四合御年貢指上申候是前錢御免ニ被仰付候御事

一、船渡之儀竹村惣左衛門様依田五兵衛様御支配之節を六七年廻リ舟破損仕候得ハ其段申上渡船四艘御仕立被下置五兵衛様ノ被仰付候ハ船破損之度ニ御訴訟申上候段五十里村之者共難儀可仕候間船役指上候御願不申上御入用可被下壹艘ニ金壹分ツ、船役指上候様仰付拾四年以前辰暮ノ船役金壹兩三分宛年々指上御入用金貳拾兩ツ、船破損之節ハ被下置候御事

一、九年以前酉ノ年若松御領リ罷成水拔御願申上候所六年以前子ノ年江戸米澤町大口屋平兵衛神田松下町升屋文助と申者水拔入用金四千三百七拾五兩ニ而御請負仕候所成就不仕候御事

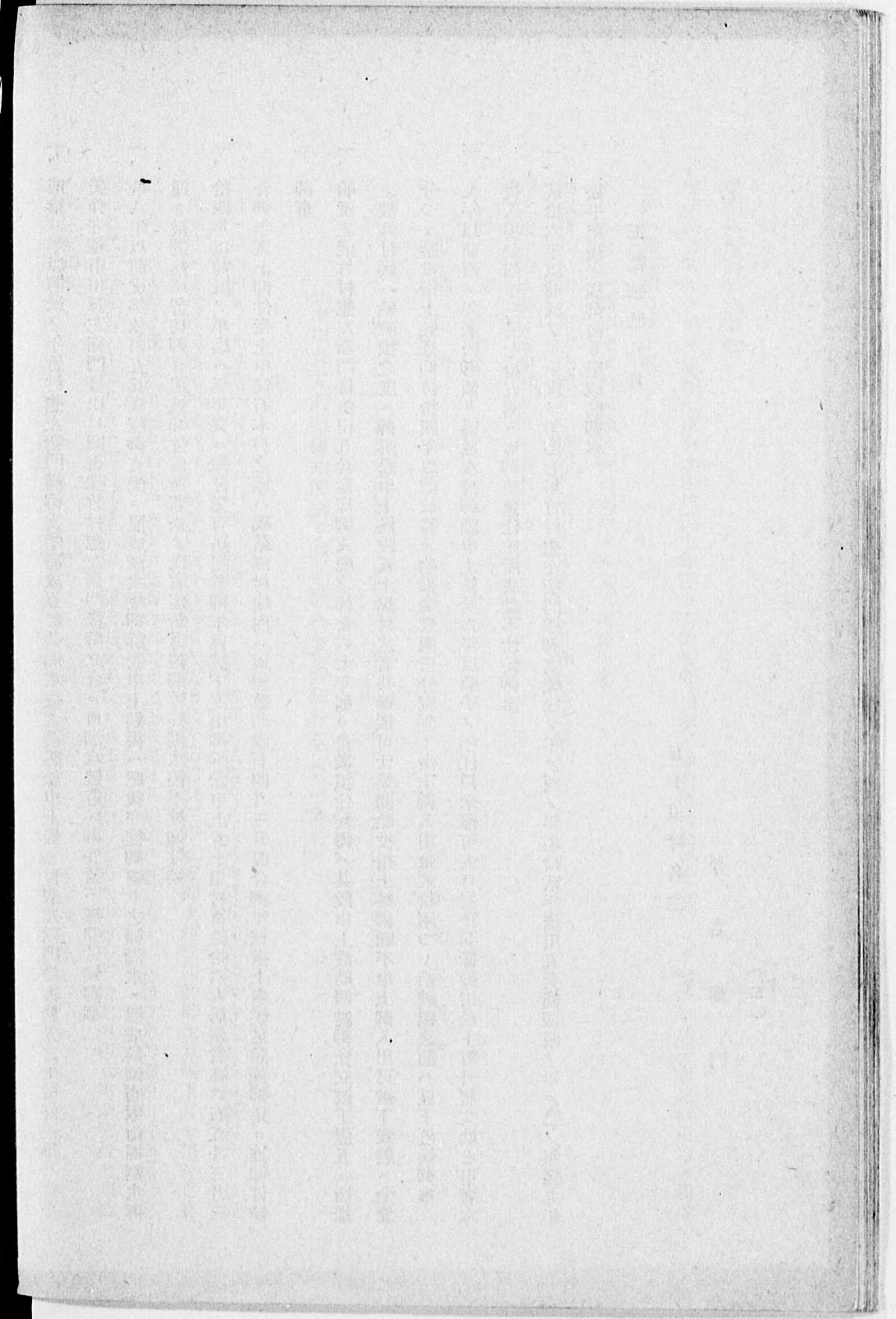
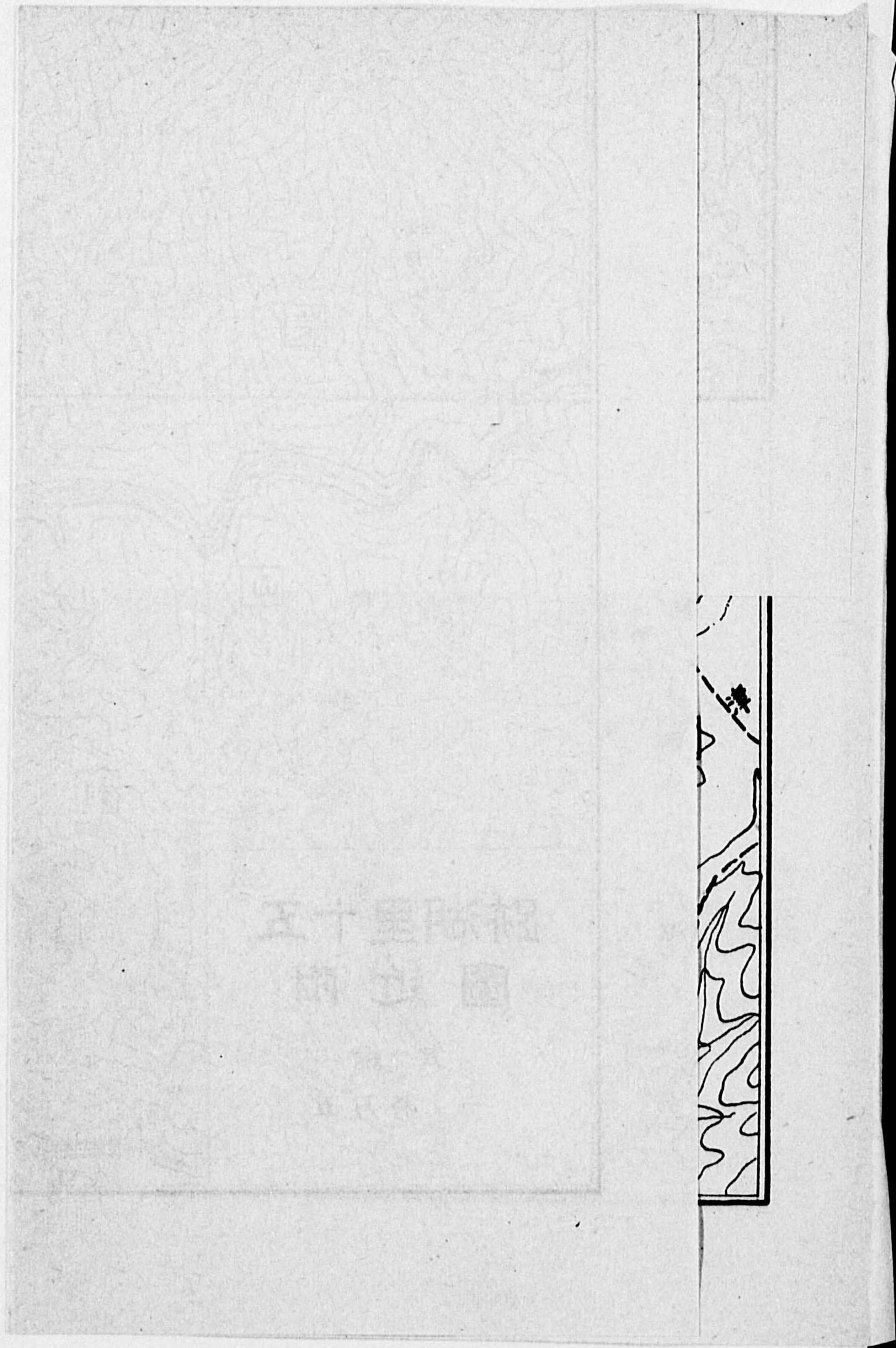
一、貳拾六年以前辰ノ年ノ戌ノ年迄七年竹村惣左衛門様御支配戌ノ年ノ酉ノ年迄拾貳年依田五兵衛様酉ノ年ノ巳ノ年迄九年松平肥後守様御領リ罷成候御事

正徳三巳八月

五十里村名主

喜右衛門

(五)





五阳湖里十五
附近圖

縮尺
五万分之一

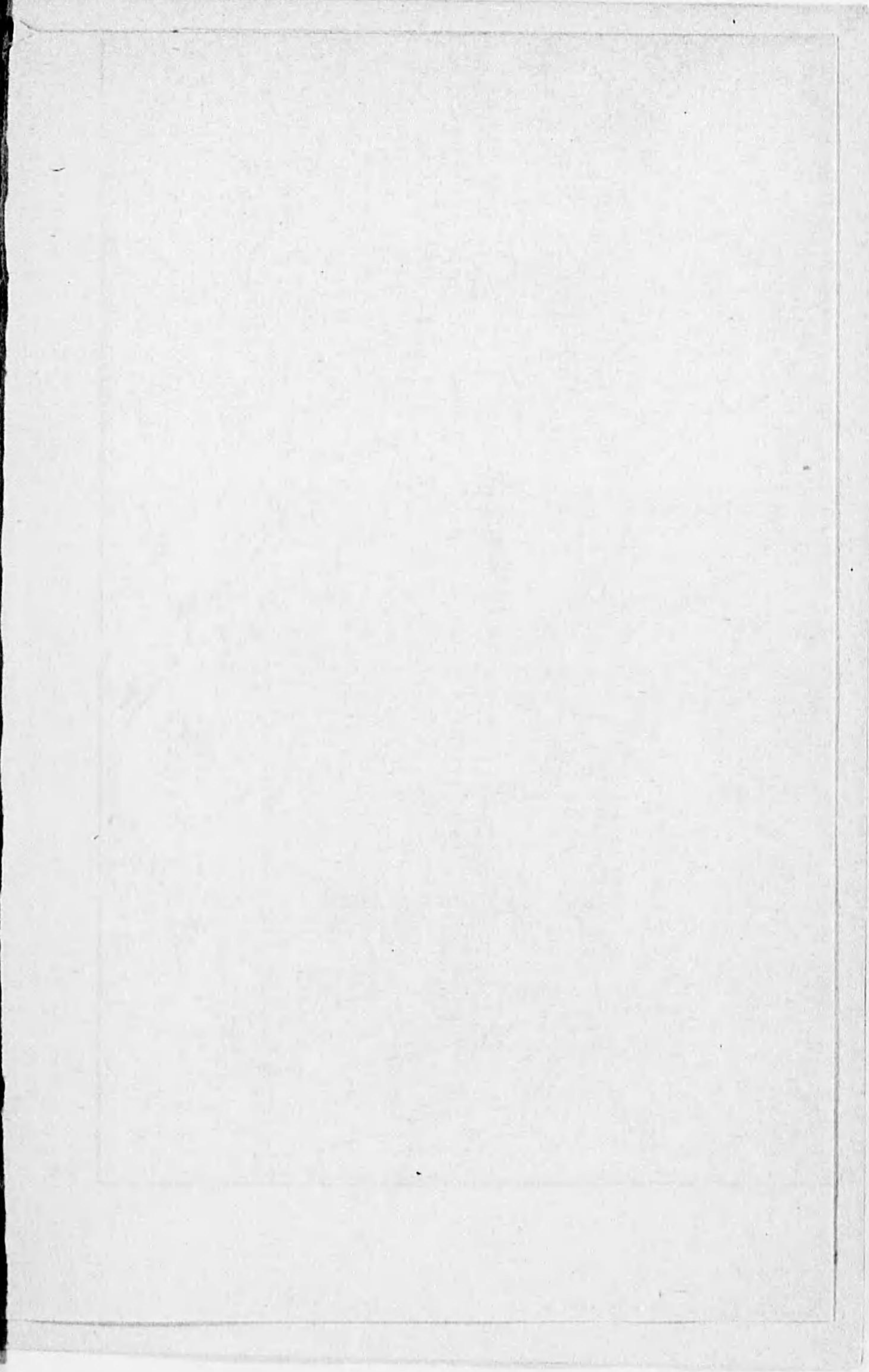


912
228

昭和拾六年十二月拾叁日

製本控

912 函	44228 號	1947 年 12 月 13 日
五十里湖水		
男鹿川治水統制期自放同監編		
備考		1冊



912
228

終